

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

「参加する暮らしに人が集うまち酒田」酒田市生涯活躍のまち基本計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

酒田市

3 地域再生計画の区域

酒田市の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地域の現状

(地勢)

本市は、山形県の北西部、庄内地方の北部に位置している。北は秀峰鳥海山を望み、東は出羽丘陵を背にし、南はほぼ庄内平野の中央に達し、西は日本海に面しており、山形県を縦貫する最上川が、庄内砂丘帯を貫き日本海に注いでいる。酒田沖の北北西 39km には本県唯一の離島飛島があり、鳥海山とあわせて鳥海国定公園に指定されている。

市の変遷は、昭和、平成の市町村合併を経ており、平成 17 年 11 月 1 日に、旧酒田市、八幡町、松山町、平田町の 1 市 3 町の合併により現酒田市となり、面積は 602.19k m²となっている。

(人口)

本市の人口は、昭和 30 年の 128,273 人をピークに減少し、昭和 50 年代に一旦回復したものの、その後は減少の一途をたどっており、平成 28 年の人口は 105,045 人となっている。国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成 30 年推計）」によると、2040 年には 74,618 人と推計され、平成 22 年に比べ 32.9%の減少となり、県内平均の 28.7%減を大きく下回り、深刻な状況となっている。

また、年齢3区分別人口割合をみると、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は減少を続けており、一方で老年人口（65歳以上）は増加を続けている。特に進学・就職に伴う若者の市外流出が多く、流出者の3割程度しか本市に回帰していない状況にある。2040年には老年人口は44.2%まで上昇する一方、生産年齢人口は47.1%、年少人口は8.7%まで減少すると推計されている。

		1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
総人口(人)	125,622	123,823	122,850	122,536	121,614	117,577	111,151	103,244	100,398	94,214	87,891	81,401	74,618
0～14歳	27,237	25,502	22,676	20,122	18,087	16,058	14,123	12,168	10,552	9,249	8,273	7,330	6,520
	21.70%	20.60%	18.50%	16.40%	14.90%	13.70%	12.70%	11.79%	10.51%	9.82%	9.41%	9.00%	8.74%
15～64歳	84,632	82,207	80,691	78,344	75,536	71,028	65,190	59,388	53,637	48,876	44,386	40,111	35,127
	67.40%	66.40%	65.70%	63.90%	62.10%	60.40%	58.60%	57.52%	53.42%	51.88%	50.50%	49.28%	47.08%
65歳以上	13,753	16,114	19,481	24,070	27,991	30,491	31,835	34,518	36,209	36,089	35,232	33,960	32,971
	10.90%	13.00%	15.90%	19.60%	23.00%	25.90%	28.60%	33.43%	36.07%	38.31%	40.09%	41.72%	44.19%

(産業)

本市には日本海の重要港湾である酒田港、庄内地域の空の玄関である庄内空港、日本海沿岸東北自動車道、JR羽越本線など陸海空の広域的な交通拠点が集中している。

中でも酒田港は、古くから海上交易と最上川舟運の要衝として発展し、現在は、山形県唯一の重要港湾、国際貿易港として、日本海対岸諸国との輸出入の地理的優位性を発揮し、国内外向けのコンテナ貨物量が拡大している。港湾周辺エリアには、利便性の高い物流機能が集積しており、地域経済を支える大きな役割を果たしている。

本市の平成27年の就業人口は52,964人で、産業別就業者数の構成比をみると、第1次産業が8.3%、第2次産業が25.1%、第3次産業が66.5%であり、第1次産業と第2次産業は減少傾向、第3次産業は増加傾向となっている。

また、本市の基幹産業は農業で、耕地面積の9割を占める水田を中心に、各種園芸作物が豊富に生産されており、平成26年度農業産出額181億円、27年度193億円、28年度202億円と年々増加している。

(地域資源)

本市は、日本海から立ち上がる秀峰鳥海山や山形県唯一の離島飛島、郊外に広がる広大な庄内平野とそれを潤す最上川などの類稀な自然環境があり、平成 28 年度に「鳥海山・飛島ジオパーク」に認定されている。中心市街地は、江戸時代より栄えた北前船による港町文化が色濃く残っており、平成 29 年度に「北前船寄港地船主集落」として日本遺産認定を受けている。近年は大型クルーズ船の来航が増加しており、観光都市として市民を挙げてのおもてなしに取り組んでいる。

前述の豊かな自然環境や歴史的背景は、豊穡な大地の恵みによる多様で質の高い食材とあいまって、豊かな食文化を育んできた。港町の賑わいから生まれた料亭文化、素材の良さを活かし生まれたフレンチの名店、海の恵みをスープに活かす酒田ラーメンなど、本市には多様な食文化が根付いている。また、市内には 7 つの酒蔵があり、質の高い庄内米ときれいな湧水に蔵元の技術が加わり、鑑評会やコンテストにおいて多くの受賞酒が生まれている。

また、本市には公設民営方式によって 2001 年に開学した庄内地域唯一の 4 年制大学である東北公益文化大学が存在する。日本で唯一の「公益学」の教育・研究を掲げて「大学まちづくり」を推進しており、地域共創（貢献）の理念の下、日ごろから、課題解決に向けて積極的に地域と関わっている環境がある。

本市医療介護の状況については、平成 20 年 4 月に山形県立日本海病院と酒田市立酒田病院が統合し、新たに設立された地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構によって、日本海総合病院及び日本海総合病院酒田医療センターが開設された。これを契機に本市を含む北庄内においては、各医療機関の機能分化と連携体制が推進され、県立病院と市立病院が合併し地方独立行政法人として運営するという全国でも先駆的な改革のもと、病院機構を中心とした地域医療体制が整備されてきた。加えて本市では、地域包括ケアシステム構築を目指し、市内 10 箇所に設置した地域包括支援センターに、現在の生活支援コーディネーターの前身となる地域コーディネーターを、モデル事業によりいち早く配置し、地域や関係機関とのネットワークを構築しつつ、地域課題に対して社会資源づくりに取り組み、高齢者が住みなれた地域で安心した生活が継続できる体制の整備に取り組んでいる。また、本市では酒田市空き家等ネットワーク協議

会を立ち上げ、市内の空き家・空き地の物件情報が閲覧できる「酒田市空き家等情報サイト」を開設し、空き家に関わる様々な相談先の情報等を提供している。また、自治会と空き家等所有者の良好な関係を築くことによって管理不全な空き家等の発生を抑制することを目的に、自治会による空き家等の見守り活動が行われている。

さらに本市では、概ね小学校区単位を基本に、市内全域に36のコミュニティ振興会が組織されている。コミュニティ振興会は、自治会や地区単位の社会福祉協議会といった地域組織の活動をコーディネートしながら、幅広い地域特性を踏まえ、地域毎に異なる課題解決のために地域活動を行っている。

4-2 地域の課題

(1) 酒田への人口の定着・流入

本市の人口は、昭和30年の128,273人をピークに減少し、一時的に回復した時期はあるものの、減少の一途を辿っている。その大きな要因となっているのが人口の社会減少であり、人口の社会動態をみると、昭和53年以降、マイナス傾向が続き、平成29年は219人の転出超過となっている。

本市の場合、特に進学・就職に伴う若者（18～22歳）の市外流出が社会減の大きな要因となっている。平成26年に酒田市内の高校3年生に実施したアンケートでは、高校卒業後、庄内地域に残る割合は、進学者のうち6.2%、就職者のうち55.4%で、全体の25%弱にとどまっている。平成30年4月末における本市の高校生の県内定着率（県内就職者数/全体就職者数）は県内平均の77.8%に対して60.7%と大幅に低い状況である。

RESASで5年ごとの年齢階級別の移動状況をみると、10代後半から20代前半にかけて大幅な転出超過傾向となっている。一方、20代後半から30代前半にかけては、僅かながら転入超過となっている。転出超過を抑え、20代後半から30代前半の年代の転入超過を維持進展させていくため、若年層の地元定着を推進するとともに、UIJターンを促進する施策が必要である。また、大幅な転出超過となっている首都圏等に対するUIJターンを促すためのPRを強化していく必要がある。

一方、内閣府実施の調査では高齢者の地方移住希望割合の高さが確認されて

いるが、本市においては、年齢が高くなるに従って転入者総数は顕著に減少する傾向があり、25歳～35歳の過去3年間の転入総数が2,150人であるのに対し、55歳～65歳は367人に留まる。本市が連携している生活クラブ事業連合生活協同組合連合会（生活クラブ生協）の首都圏を中心とした組合員アンケート調査においては、50～60歳台で住み替えについて検討したことがない人の理由として、まだ考えられない、これから検討するとの回答が7割を超えており、高齢期の暮らし方の具体像がイメージできていない状況が伺える。移住して健康でアクティブな生活を送ることを検討してもらうために、移住先の暮らしの中での価値観や生きがいが必要であり、本市の多様な資源を知って関わっていただくことで、新しい価値観や生きがいを提供し、移住意欲の喚起につなげていく必要がある。

（2）就業及び地域の人材確保

若者の大幅な転出超過により急速な人口減少に直面する本市は、基幹産業である農業をはじめとした各種産業における担い手不足が大きな問題となっている。農業においては、農林水産省「農林業センサス」によれば、農業就業人口は、平成7年度に7,606人だったものが、平成27年度では3,130人と半減しており、本市が目指す消費者、実需者のニーズに応じた「売れる米づくり」、市場価値の高い酒田産農産物のブランド化を推進していくためには、人材の確保が課題となっている。

また、酒田公共職業安定所のデータによると、有効求人倍率は、景気の回復、団塊世代の引退等を背景に毎年度上昇し続けており、平成24年度の0.99倍から平成28年度には1.41倍になるなど、市内企業等では深刻な人手不足の状況にある。

更に、地域活動においても、同様に人材不足の課題があり、平成27年度に実施した市民アンケート調査では、「地域活動の担い手が高齢化している」「退職しても地域活動に関心がない」「後継者の新たな発掘が課題」といった声があげられている。地域での安心な暮らしを守る地域包括ケアシステムを持続可能なものとするためにも、地域での人材確保、育成に加え、市外からも参加意欲の高い人材を呼び込む必要がある。また、前述のとおり近年の本市は、ジオパーク・日本遺産認定を受けており、また大型クルーズ船の来航が増加するなど、

自然環境や歴史的背景を活かした地域活性化の取組み、観光都市としてのおもてなしによる交流人口の増加を目指して様々な取組みをスタートしたところであるが、活動を推進していく地域人材、活動を支えるマンパワーが不足している状況にある。魅力ある資源を活かし、地域が活性化していくためには、これらのフィールドで活躍する多くの人材が必要であり、そういった活動に時間やこれまでの経験を注ぐことのできる、参加意欲の高い元気な高齢者の移住を促進していく必要がある。

このように、就業または地域を支える人材を確保していくためには、若者のみならず、元気な高齢者を含めた全ての現役世代の活躍が重要であり、年代や性別などの枠にとらわれず、その個性と能力を十分に発揮できるよう、活躍できる環境を整えながら、市外から多くの人材を獲得するため、本市への移住を促進していく必要がある。

4-3 目標

【概要】

本計画では移住者を獲得し、人口減少対策に寄与しながら、加えて地域づくり等に参加する意欲の高い移住者の増加によって、地域の活性化を目指していく。また、移住者の増加と、移住後の活躍にスムーズにつなげるために、移住検討段階から本市との関わりをつくる関係人口について、高齢期の暮らし方を具体化するなどして移住意欲を高め、移住へのステップを目指す事業展開を行なうものとし、下記の数値目標を設定する。

【数値目標】

K P I	事業 開始前 (現時点)	2019年度 増加分 1年目	2020年度 増加分 2年目
本市へ移住し、地域活動等への参加を行 う移住者数（人）	4	5	5
移住者または移住検討者が関わった地域 活動等の件数（件）	1	2	2
移住検討段階で本市の事業等に参加し、 本市との関わりをつくった人数（人）	4	10	20

2021年度増加分 3年目	2022年度増加分 4年目	2023年度増加分 5年目	KPI増加分 の累計
10	15	15	50
2	2	2	10
20	25	25	100

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

酒田市版生涯活躍のまち「参加する暮らしに人が集うまち酒田」は、医療機関や大学、地域での支えあいの仕組みを活用するなどして、安心していきいきと暮らせるまちづくりを進め、元気な高齢者の移住を促進し、地域社会との協働による地域づくりを目指すものである。移住者が、地域づくり等に参加することによって、自らの介護予防に資するとともに、地域の人材不足の解消に寄与するような取組みとして実施していく。

参加する暮らしとは、様々な地域課題に対して、市民自らが役割を持って関わることで、地域課題を解消しながら、豊かで生きがいのある暮らしとなることを目指すものであり、その暮らしに移住者を含めた多くの人が魅力を感じ集い、地域が活性化されることを表している。

移住希望者が移住前から地域との関わりをつくり、移住を実現していく過程をつないでいく人材の育成や、窓口となる場や機能を構築していく。移住希望者が本市の魅力ある資源と関わりをつくる様々な場を提供しつないでいくことで、関係人口から移住を実現していく取組みを、元気な高齢者に限らず若い方達へ展開するとともに、モデル拠点から市全域へと拡大することを目指していき、参加意欲の高い人が集い、地域が活性化するまちづくりを目指していく。

移住を実現していく過程においては、住まいの確保や本市での生活体験を支援するとともに、山形県と連携して暮らしと仕事の体験機会の提供、実際に移住する際の支援を行っていく。また地域が活性化するまちづくりについては、同じ目的で活動する地域おこし協力隊の活動との連携を検討していく。

また、本市への移住者が地域にスムーズに溶け込んで活躍できるよう、市はモデルとなる拠点候補地を定め、民間活力によって拠点とそれに付随するまとまった住まいを整備する。

なお、モデルとなる拠点候補地は、本市中心市街地の南端部に位置する、消防本署が移転した跡地であり、当該拠点候補地には本市の観光拠点である山居倉庫、にぎわい・交流の拠点として開発予定の学校跡地が隣接している。

加えて、これらの事業を継続的に実現していくため、運営推進機能を担う事業主体を選定し、これを地域再生推進法人として指定し、生涯活躍のまち形成事業計画の策定を進める。市は事業主体等とともに運営委員会を構成し、計画の進捗に対する指導・監督・支援を行う。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 地方創生推進交付金（内閣府）：【A3007】

① 事業主体

酒田市

② 事業の名称

参加する暮らしに人が集うまち酒田（酒田市生涯活躍のまち基本計画）

③ 事業の内容

移住検討者が、移住前から本市資源や地域活動との関わりをつくる機会を提供し、関係人口としてのつながりから移住後の暮らしを具体化するなどして移住意欲を高め、移住を実現していく過程をコーディネートしていく。そのためのコーディネートする人や場や機能を構築していくとともに、本市における魅力ある資源と、高齢期の暮らし方をイメージできるような情報発信を行っていく。本市に移住してこられる方が地域にスムーズに溶け込んで活躍できるよう、モデルとなるエリアを定め、まとまった住まいやそれに付随する拠点を民間の力を活用して整備する。事業を推進していくため、運営推進機能を担う事業主体を選定し、これを地域再生推進法人として指定し、生涯活躍のまち形成事業計画の策定を進めるとともに、行政、事業者、関係機関で構成する運営委員会を設置し、計画の進捗に対する指導・監督・支援を行っていく。また、事業の進展を下支えしていくため、これまで取り組んできた総合的な移住施策を、ターゲット像を絞り込みそのニーズに合わせた取組みに進化させていく。元気な高齢者をターゲットに、移住前から関係人口として関わりを持ち、移住へとステップアップする取組みのロールモデルを生み出して、若い方達へ展開するとともに、モデルエリアから市全域への拡大を目指すことで、参加意欲の高い人が集い、活性化するまちづくりを目指していく。以上を推進するため、交付対象事業として具体的に、構想の具体化のための検討体制整備、地域との関わりをつくる機会の創出とそれをコーディネートする機能の新設、民間事業推進主体の組成と自立化に向けた支援、効果的な本市資源の情報発信、食を通じた交流から更なる連携を行っている生活クラブ生協や地元金融機関の荘内銀行などの関係機関との協働、新設するコーディネート機能との融合など本市の移住支援体制の抜本的強化等に取り組んでいく。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

生涯活躍のまちの住まい及び拠点については民間の投資により整備する。移住者を呼び込む取組みを先行的に実施していくことで、建設前から

入居者を確保し、早期に住まいの入居率を高めていく。拠点部分については、生活クラブ生協のエネルギー事業からの支援と、拠点運営による収入で運営を行っていく。移住者を呼びこむ取組みは早期のロールモデルの確立により発信力を高めていく。

【官民協働】

住まい及び拠点の整備については、民間事業者が関係機関からの支援を得て取り組み、行政は移住者を呼び込むための取組みを行い、それぞれがハード・ソフトの両輪としての役割分担の下、事業を実施する。共に関係機関を加えた運営委員会を構成し、それぞれが本事業の主旨に沿う運営が行われるよう協働して取り組む。

【地域間連携】

山形県庄内地域の自治体（遊佐町、三川町、庄内町、鶴岡市）とは、山形県も含め、合同の相談会を開催するほか、連携して情報発信に取り組んでいく。周辺町に不足する資源が本市で提供できることや、本市周辺にも魅力ある活躍の場があり、互いに補いあえる環境があることなどを発信するなど、広域のスケールメリットを活かして取り組む。また、友好都市である武蔵野市には本市の情報発信及び移住相談拠点を設置し、引き続きの交流のほか首都圏への情報発信に協力してもらい、当市は拠点運営でイベントを開催するなど武蔵野市の賑わいづくりに寄与する取組みを行う。更には鳥海山・飛島ジオパークの推進協議会を構成する遊佐町、秋田県にかほ市、同由利本荘市とはジオパークの魅力を活用し、協力して地域の魅力を情報発信しており、新たな展開として、ジオパークをテーマにした共同での移住相談会の開催を調整している。

【政策間連携】

本事業は移住施策を中心に据えており、そのためには移住前から地域との関わりをつくり、関係人口としてのつながりをつくることが重要であり、本事業は、そうしたつながりづくりを通じて、移住後のイメージを具体化

することで移住への意欲を高め、移住がスムーズに進むことを目指している。そういったステップを踏むことで、移住後も本市が提供する様々なフィールドで活躍する人材となることが可能となる。移住者が関わることのできるフィールドの選択肢として様々な政策を提供することで、政策を推進する人材の確保につなげていく。

- ⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））
4-3の【数値目標】に同じ。

- ⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証方法】

毎年度9月、まち・ひと・しごと創生総合戦略委員の中から交付対象事業の評価を行う委員を委嘱し、毎年度KPIの達成状況及び進捗状況等の確認・効果検証を実施していく。

【外部組織の参画者】

まち・ひと・しごと創生総合戦略委員（大学、高等学校校長会、農業協同組合、県漁業協同組合、商工会議所、商工会、NPO法人、新聞社、銀行、一般企業等の代表者等）から委嘱予定。

【検証結果の公表の方法】

検証資料及び検証結果については酒田市ホームページで公表する。

- ⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 127,230千円

- ⑧ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から2024年3月31日まで

※ 企業版ふるさと納税との併用による事業実施期間延長適用

⑨ その他必要な事項

特になし

(2) 生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例（内閣府、厚生労働省）：【A3011】

① 全体の概要

酒田市版生涯活躍のまち「参加する暮らしに人が集うまち酒田」は、医療機関や大学、地域での支えあいの仕組みを活用するなどして、安心していきいきと暮らせるまちづくりを進め、元気な高齢者の移住を促進し、地域社会との協働による地域づくりを目指すものである。移住者が、地域づくり等に参加することによって、自らの介護予防に資するとともに、地域の人材不足の解消に寄与するような取り組みとして実施していく。

「参加する暮らし」とは、様々な地域課題に対して、市民自らが役割を持って関わることで、地域課題を解消しながら、豊かで生きがいのある暮らしとなることを目指すものであり、その暮らしに移住者を含めた多くの人が魅力を感じ集い、地域が活性化されることを表している。

移住希望者が移居前から地域との関わりをつくり、移住を実現していく過程をつないでいく人材の育成や、窓口となる場や機能を構築していく。移住希望者が本市の魅力ある資源と関わりをつくる様々な場を提供しつないでいくことで、関係人口から移住を実現していく取組みを、元気な高齢者に限らず若い方達へ展開するとともに、モデル拠点から市全域へと拡大することを目指していき、参加意欲の高い人が集い、地域が活性化するまちづくりを目指していく。

また、本市への移住者が地域にスムーズに溶け込んで活躍できるよう、市はモデルとなる拠点候補地を定め、民間活力によって拠点とそれに付随するまとまった住まいを整備する。

なお、モデルとなる拠点候補地は、本市中心市街地の南端部に位置する、消防本署が移転した跡地であり、当該拠点候補地には本市の観光拠点である山居倉庫、にぎわい・交流の拠点として開発予定の学校跡地が隣接している。

これらの事業を継続的に実現していくため、運営推進機能を担う事業主体を選定し、これを地域再生推進法人として指定し、生涯活躍のまち形成事業

計画の策定を進める。市は事業主体等とともに運営委員会を構成し、計画の進捗に対する指導・監督・支援を行う。

② 中高年齢者の就業、生涯にわたる学習活動への参加その他の社会的活動への参加の推進を図るために行なう事業に関する事項

ア 中高年齢者の就業の推進に関する事項

(ア) 現状

酒田公共職業安定所酒田管内における有効求人倍率は平成 30 年 8 月時点で 1.92 倍となっており、全国の有効求人倍率 1.63 倍を上回っている。本市においては、市が U I J ターン人材バンクとして無料職業紹介所の登録を行い、移住相談者に対して管内の求人情報の提供、就業に対する支援を行っている。また厚生労働省の生涯現役促進地域連携事業によるシニア雇用創造協議会を設置しており、中高年齢者の就業促進に取り組んでいる。

(イ) 課題

本市を取り巻く状況として、有効求人倍率こそ上昇傾向にあるものの、首都圏等に比して、職種の選択肢の少なさ、賃金水準の低さは否めない。また、移住者の求職活動支援の現場においては、求人者と求職者のミスマッチにより採用に至らない事例もあり、中高年齢者の就業については厳しい現状がある。さらには、移住者がこれまでのキャリアを生かして就業を目指した際に、高度な経歴を持つ人材を本市企業が活かしきれないことを理由に採用に至らない事例もあり、移住して就業を目指す中高年齢者が、希望どおりに就業することが必ずしも実現されていない現実がある。

一方、本市においては、中小企業や農業等の一次産業を中心に人材不足が顕在化しており、今後はこうした分野において中高年齢者や女性の活躍できる就業環境が必要とされている。

(ウ) 取組内容

シニア雇用創造協議会やシルバー人材センターとの連携を密にし、情報交換の場を設置し、課題を共有しながら、雇用する側への働きかけを

協働で行うなど、中高年齢者が活躍できる就労の場の確保に努めていく。また、本事業のモデル拠点として取り組む地域の周辺は、本市の観光資源である山居倉庫、また交流・賑わいの拠点として開発を予定している学校跡地が隣接しており、これらを新たな雇用や活躍の場として活用するとともに、観光ガイドを養成する観光協会や開発事業者と連携していく。さらには、本事業において連携をしている生活クラブ生協の生産者協議会（庄内親生会）とともに、複数の生産者の各々の繁忙期を通年でグルーピングし、移住者等とのマッチングを図るなど、就労機会の確保と人材不足の解消を図っていく。また、農業等における軽作業等の人材としてつなげる仕組みを、農協が農繁期に人材を募集する既存の仕組みと連携しながら検討しつつ、研修の機会等を提供して人材の育成を図っていく。

イ 生涯にわたる学習活動や地域活動への参加の推進に関する事項

(ア) 現状

本市では東北公益文科大学が公開講座や出張講義を実施しており、広く一般に学ぶ機会の提供を行っている。特に、行政と連携して取り組んでいる地域共創コーディネーター養成講座は、協働のまちの形成に取り組む地域人材の育成を目指している取り組みである。また、中央公民館においては、生涯学習講座が企画され、地域住民が参加しているほか、その企画を通じて立ち上がった各種サークル等が活動を行っている。加えて、本市は概ね小学校区に1つ、36か所にコミュニティセンターを設置し、地域のコミュニティ組織にその運営を委ねている。コミュニティセンターでも各種サークル等の活動が行なわれており、コミュニティ組織は自治会や地区単位の社会福祉協議会などの地域諸団体をコーディネートし、地域活動を行っている。本市では、ほぼ市の全域において、460もの自治会が組織されており、住民自治による地域活動が展開されている。市民の自治会加入率は各自治会からの報告によれば、78.72%とされている。

(イ) 課題

生涯にわたる学習活動の取組みは、東北公益文科大学や中央公民館、各コミュニティセンターで広く行われているものの、市民にその情報が十分に伝わっていない。また、コミュニティセンターで行われている各種事業は、地域によっては人材不足が課題となっており、事業が形骸化している。

自治会活動についてもまた人材不足が顕著であり、地域によっては一人の方が複数の役職をもつなど負担感が強くなっており、新たな人材の育成、確保が必要である。

地域組織の人材不足は、地域における伝統芸能として受け継がれてきた歌舞伎や能、神楽などの継承や文化芸術の振興にも大きな影響があり、新たな人材の育成、確保が必要である。

(ウ) 取組内容

移住検討者が移住後の学びの場として、東北公益文科大学をイメージできるように、公開講座に移住希望者が参加する取組みを行う。移住前から地域課題を学ぶ意欲を持つことで、移住後に地域共創コーディネーター養成講座に参加するなど、スムーズに地域活動等の人材として活躍できるようになるため、こうしたつながりをつくっていく。また、地域コミュニティや自治会組織と連携し、移住者がスムーズに地域に受け入れられつつ、地域における活動の担い手となる人材となるよう、ワークショップの開催など相互理解が進む取組みを行っていく。中央公民館やコミュニティセンターで活動しているサークル等へ参加することが、移住者が地域での居場所づくりのきっかけになるよう、サークル活動など居場所づくりにつながりそうな社会資源をまとめたリーフレットを作成するなど移住者への情報提供に努めていく。地域の伝統芸能や本市の文化芸術振興についても、本市の多様な活躍のフィールドの一つとして発信し、その魅力を知る機会をつくっていく。伝統芸能の保存団体や文化芸術振興の推進組織と、体験の機会の創出について検討し、関心のある移住検討者が活動にふれ、移住前から活動を応援する関係人口づくりに取り組んでいく。移住検討者との様々なつながりをコーディネートする人

材を配置し、お互いの思いを調整しながらつなげていく機能を構築する。

ウ その他の社会的活動への参加の推進に関する事項

(ア) 現状

本市では、ボランティア・公益活動センターの業務を社会福祉協議会に委託し、個人のボランティア活動なども含め、公益活動を総合的に支援している。また、介護予防ボランティア制度を実施し、介護施設等でのボランティアにポイントを付与し、市営の巡回バスや温泉施設の回数券などと交換できる仕組みで高齢者の介護予防と社会参加促進を図るほか、地域福祉の人材を増やすことを目的として、地域福祉を学び実践につなげるための人材養成講座を実施している。加えて、近年相次いだジオパーク、日本遺産の認定を地域の活性化につなげるための取組みの検討や、誘致活動が実り増加している大型クルーズ船の来航に対して、市民おもてなし会議を組織し、市民総ぐるみのおもてなしによって、観光客の再訪による交流人口の増加による地域活性化に取り組んでいる。

(イ) 課題

ボランティアや公益活動に取り組む個人、団体はあるものの、リーダー層としての人材が不足しており、活動の継続等に課題を抱えている。ジオパーク、日本遺産の認定や、大型クルーズ船の来航は地域活性化に向けた大きなチャンスであり、多くの市民の活躍が必要であるが、地道な活動を続けていくためのマンパワーが不足している。

(ウ) 取組内容

ボランティア・公益活動センターと連携し、ボランティアや公益活動に参加することが、生きがいや介護予防につながるという意識醸成を図るため、地域共創コーディネーター養成講座や人材養成講座で、確保、育成につながった実践者のロールモデルを発信していき、次なる人材の確保、育成につなげていく。また、移住希望者がジオパーク、日本遺産、大型クルーズ船が来航する本市の魅力を知り、活動に関わる機会を創出し、移住前から活動を応援する関係人口づくりに取り組んでいく。移住検討者との様々なつながりをコーディネートする人材を配置し、お互い

の思いを調整しながらつなげていく機能を構築する。

活動を持続可能なものにするために、小さなソーシャルビジネスとしてナリワイにつなげることができるよう、実践者から指導を受けられるプログラムの展開を検討していく。

③ 高齢者向け住宅等の整備を図るために行う事業に関する事項

ア 現状

本市には、サービス付き高齢者住宅は 10 施設、有料老人ホームが 17 施設あり、全て民間事業者により整備されている。また、移住検討者からは、空き家の情報提供を求められることも多く、市内空き家物件の情報提供を行っている。宅建業者 2 団体、司法書士会、建設業協会、土地家屋調査士会、行政書士会及び金融協会と市が空き家等ネットワーク協議会を組織し、空き家の利活用及び課題解消に努めている。市内には多くの不動産物件があり、住まいの選択肢は一定程度存在している状況にある。なお、平成 29 年度に生活クラブ生協組合員を対象に行った調査においては、高齢者住宅への入居を検討する際、地理的には街なかを希望する割合が高く、次いで市街地に近接する田園地域となっている。そのほか医療介護環境が近くにある地域が希望としては多かった。また、住居形態については、集合住宅を希望する割合が最も高い状況であった。

イ 課題

本市においては、サービス付き高齢者住宅及び有料老人ホームが、数多く整備されているものの、その多くは居室が 18 m²程度と狭いつくりが中心となっており、元気高齢者がアクティブな暮らしをイメージできる施設は限られている。既存の高齢者向け住宅の中には、居室の広さを持つ魅力的な住環境を持つものや、頻繁に趣味の活動を催すアクティビティが実施されているもの、フィットネス施設が併設されたものなど元気に暮らすための仕組みを持っている施設があるが、首都圏等においては広く認知されていない状況がある。

本市の空き家については、平成 30 年 6 月時点で、2,160 件（本市自治会調べ）あるとされており、空き家を希望する移住相談者も多いが、空き家

所有者の意向は様々であり、活用できる空き家として移住者に紹介できる物件が限られている状況である。物件の掘り起こしと、物件の所有者との調整力が必要とされている。

ウ 取組内容

移住者のニーズは多様であり、多くの選択肢があることが移住を促進することにつながると考えられるため、既存の元気な高齢者向けの住まいを運営する事業者と連携し、拠点に先行して住まいの情報を提供していく。様々な住まい方の提案ができるよう、本市の資源を整理し、分かりやすい情報発信に取り組んでいく。また、今後多くの移住者を迎え入れていくため、生活クラブ生協の組合員を対象に行ったアンケート調査の結果を踏まえ、利便性の高い市街地の市有地を確保し、民間の事業者により移住者が活躍できる機能が付随した住宅の整備を行う。元気な高齢の移住者が魅力を感じる住宅となるよう、また地域と移住者がスムーズに交わるよう、移住者と地域住民の意見を取り入れる機会を民間事業者には求めていく。先進事例においては、ごちゃまぜ、共生をキーワードに、障がいを抱えた方や高齢者、学生など多様な方が共に暮らす複合的な取組みが展開されており、東北公益文科大学の学生にフィールドワークで活用してもらい、元気な高齢の移住者と学生といった多世代の交流の機会も検討していく。

一方、街なかと同程度に近接する田園地域を希望し、空き家を改装して住むことに関心のある層も一定程度いることから、利活用できる空き家の掘り起こしに加え、農村など広範な地域における古民家・賃貸住宅などの活用を目指す取組みも検討していく。

まずはモデルとして拠点での取り組みを行うが、モデル拠点での取り組みから派生した地域課題へ対応できる人材が、全市域に展開していくことを目指し、モデル以外にも拠点を展開できるように取り組んでいく。

④ 保健医療サービス・福祉サービスの提供体制の確保を図るために行う事業に関する事項

ア 現状

本市は、概ね中学校区に1つずつ、合計10か所の地域包括支援センター

を設置している。基本3職種に加え、独自に地域コーディネーターを配置し、地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域や関係機関とのネットワークづくり、社会資源整備に取り組んできた。現在は、地域コーディネーターを、多様な主体による多様な取組みのコーディネート機能を担う生活支援コーディネーターの第2層と位置付け、引き続き地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいる。また、本市では、介護予防に資する居場所づくりに対しての支援を行ってきた。それにより、自治会単位などでも居場所づくりが盛んに行われるようになってきており、地域包括支援センターでもその取組みを支援している。

本市医療においては、全国でも先駆的な改革が行われており、平成20年4月に山形県立日本海病院と酒田市立酒田病院が統合し、新たに設立された地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構によって、日本海総合病院及び日本海総合病院酒田医療センターが開設された。これを契機に、各医療機関の機能分化と連携が進み、病院機構を中心とした地域医療提供体制を整備してきた。急性期対応や高度医療・救急救命機能を持つ日本海総合病院、回復期・慢性期に対応する病棟を持つ病院、地域のかかりつけ医が役割分担しつつ並行してそれぞれが医療情報を共有する「ちようかいネット」と呼ばれるシステムが構築されている。また、山形県・酒田市病院機構を含む、医療、社会福祉の9法人が地域医療連携推進法人を設立するなど、医療介護連携の仕組みが構築されている。

イ 課題

本市では、単身高齢者、高齢夫婦世帯が増加し、生活支援や介護予防の必要性は益々高まる一方、民生委員・児童委員の未定区域が発生するなど、地域福祉の人材が不足している。近年活発化している地域のサロン活動も含め、多様な主体により社会資源が整備される展開を目指すためにも、人材の確保、育成が必要な状況にある。

地域医療体制については、その構築ができつつあるが、本市の第7期介護保険計画では、今後医療と介護の両方のニーズを持つ在宅療養者の増加が見込まれており、高齢者が住みなれた地域で最期まで暮らすことができるよう、在宅医療等の充実が求められている。

ウ 取組内容

地域包括ケアシステムの構築は、多様な主体による地域づくりでもあり、民間団体も含め関係機関が今まで以上に連携できるよう取り組んでいく。具体的には、地域における支えあい活動が推進され、福祉活動の人材が増えるよう地域コミュニティ組織、自治会、社会福祉協議会、地域包括支援センターと連携していく。また、地域において介護予防の取組みが推進されるよう、新総合事業の訪問型サービスBをはじめとする生活支援、通所型サービスB等の居場所作りの取組みを支援していく。さらには安定的で持続可能な地域医療体制の維持を目指し、その中核となる山形県・酒田市病院機構と連携を強めつつ、在宅医療を充実させるため、医療と介護との連携を強化し、多職種による情報共有、研修の機会を充実させていく。

加えて将来的な医療介護需要に耐えうる、医療介護人材の確保は大きな課題であり、地域での人材育成に加え、移住者による人材確保の取組みも行っていく。移住人材を積極的に雇用したい医療機関、介護事業所等と連携し、移住検討者が移居前から就労環境を確認できる機会を創出し、簡易的な職場体験から採用につなげていく取組みと、移住支援をセットで展開し人材の確保に取り組んでいく。

⑤ 移住を希望する中高年齢者の来訪及び滞在の促進を図るために行う事業に関する事項

ア 現状

本市では、平成27年度から、移住相談総合窓口を設置し、移住相談員を配置して、移住希望者へのサポートを行っている。同時にUIJターン人材バンクを設置するとともに、UIJターンコーディネーターを配置し、無料職業紹介所として、本市に移住して働くことを希望される方に、管内求人情報のメール配信や、就職のマッチング支援を行っている。また、市の遊休施設を活用して、移住お試し住宅を運営している。お試し住宅への滞在を通じて、本市での生活を体験していただき、本市での生活を具体的にイメージする機会を提供している。合わせて、中古住宅や空き家を購入、改修するための経費支援についての相談にも応じている。

さらには、本市での暮らしをPRするために、首都圏での情報発信の拠点として、地元金融機関である株式会社荘内銀行と連携協定を結び、首都圏でのインストアブランチと併設した「東京吉祥寺テラス」を開設し、移住相談にも対応できる体制を整えた。首都圏で開催される移住フェア等にも積極的に出展し本市の情報発信に努めている。そのほかポータルサイトの開設、移住PR動画の作成、移住専門誌への掲出など、多面的な情報発信を行ってきた。

加えて、主力生産地として、安全安心かつおいしい食材の提供を通し、食の故郷としてシンパシーを感じていただいている生活クラブ生協との連携を開始し、同生協の組合員に対して、高齢期の暮らし方を考える機会や、本市で暮らすことへの情報提供を行うとともに、本構想を実現できるよう、共に検討を重ねてきた。

移住者がスムーズに地域に溶け込めるよう、移住者を中心に組織された「庄内で暮らそう！移住者交流会」により、定期的に移住者交流会を開催し、移住された方々のアフターフォローや移住者のネットワークづくりを支援している。

なお、本市における転出入の傾向を分析したところ、25歳～35歳の若年層で転入超過の傾向があることが分かっている。転出入の総数は35歳を過ぎると徐々に減少傾向となる状況がある。また50歳代後半から60歳代にかけて、退職Uターンの影響と考えられる転入超過が起きている。本市の支援制度を通じた移住者数は過去2か年で、71名となっている。

イ 課題

移住検討者に対して、様々な情報発信、支援体制を構築し、相談件数は平成28年度105件、平成29年度132件と増えてきているが、移住は人生における大きな決断であり、そこに至るまでには多くの時間が必要なケースが多いと考えられる。即時的な移住は難しくとも、当市との関係を深め、地域活性化や将来的な移住につながる関係人口を増やしていくためには、行政施策だけでは不足しており、地域や民間の団体などと連携し、本市の魅力を伝え、移住検討者につなげていく必要がある。また、総合的な施策展開を行ってきたため、ターゲット層を明確にした施策が少ない状況であ

った。また、市町村合併により市域が広がり、住む場所によって住環境が大きく異なるものの、本市のお試し住宅は郊外部に位置する一軒家であるため、街なかで集合住宅に暮らすという体験を提供できる環境が整っていない。

ウ 取組内容

年齢があがるにつれ、転入者が減る傾向については、仕事や家族といった複合的な環境により、単独の意思で移住を決定できなくなるのではないかと考えられるが、その要因について更に事業を実施しながら分析を行っていく。一方定年退職を迎える年齢層については、仕事や家族の環境が変化を迎える時期と考えられ、人口のボリュームゾーンであることも加味すれば、潜在的な移住検討者はさらに存在すると考えられ、この年齢層を本構想におけるメインターゲットとし、その世代に合った情報提供や移住検討支援を行っていく。

また、本構想を実現するためには、これまで構築してきた施策による下支えを、ブラッシュアップしながら継続していくことが必要であり、移住検討者に対し、継続的な相談体制を維持していく。加えて、庁内各課や民間団体との連携を深め、相談機能の充実を図る。さらに本市の地域活動等との関係を通じた、関係人口となっただき、将来的な移住へとつなげていくために、移住者検討者が、地域にスムーズに溶け込んで活躍いただけるような関わりや場を作り提供していくなど、移住に向けて段階的に支援していくソフト事業を、コーディネートする人・場・機能の構築と共に展開していく。こういった取組みは、本事業のターゲット層である元気高齢者に関わらず、若い年齢層にとっても有用な取組みである。

お試し住宅については、現状の施設を維持しつつ、街なかで集合住宅に暮らすという体験を提供できるよう、モデルとなる拠点において生活体験できる機能と機会を作っていく。

⑥ その他の地域住民が生涯にわたり活躍できる魅力ある地域社会の形成を図るために行う事業に関する事項

ア 生涯活躍のまちの運営主体に関する事項

本構想を実現するために、取組みの主旨を理解し協力が可能な事業者を選定し、住まいと交流拠点の整備・運営を担ってもらう。行政、事業者、及び関係機関等で構成する運営委員会組織を立ち上げ、本構想の実現及び促進を図っていく。

イ よりよいコミュニティづくりに向けた関係機関や地域住民との調整・検討体制に関する事項

前述の運営委員会に、地域コミュニティからも参画を得るほか、構築するコーディネート機能も含め、情報共有し、意見交換できる場を設置していく。

ウ 多世代交流の促進に関する事項

民間活力により整備される拠点については、移住者がスムーズに地域に溶け込み、移住後の地域における活躍を推進するため、地域に開放され多くの交流を生む拠点としていく。移住者と市民という画一的な交流だけではなく、学生や高齢者、起業する人や生産者など、多面的で多世代の交流が行われるよう拠点を活用していく。

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

○ 生涯活躍のまち形成事業計画によるサービス付き高齢者向け住宅の入居者要件の設定（国土交通省・厚生労働省）：【B3002】

酒田市として、市外からの移住者の促進を推進するため、生涯活躍のまち形成事業計画によるサービス付き高齢者向け住宅の入居者要件の設定を行う。その際、以下の基準に従ったものとする。

- ・ 酒田市に居住する 60 歳以上の者又は要介護認定若しくは要支援認定を受けている 60 歳未満の者（以下「60 歳以上の者等」という。）が、サービス付き高齢者向け住宅への入居を希望しているにも関わらず、入居することができない事態が発生しないよう、酒田市の区域内の 60 歳以上の者等の人口の現状及び将来の見通し、サービス付き高齢者向け住宅事業の実態等を考慮してサービス付き高齢者向け住宅の入居者要件の設定を行う。
- ・ また、サービス付き高齢者向け住宅は、加齢対応構造等であって、状況

把握サービス及び生活相談サービスの提供等が義務付けられている住宅であることを考慮し、当該住宅への入居が望ましいと認められる者を具体的な要件として定めることとする。

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 移住定住者住宅支援費補助金事業

① 事業概要

本市への移住定住を目的として、中古住宅、空き家を購入する際の購入費、及び改修費への補助。空き家を借りて移住する場合の、空き家の改修費、片付け費用等への補助を行う。

② 事業実施主体

酒田市

③ 事業実施期間

2019年4月1日から2024年3月31日まで

(2) 移住お試し住宅利用促進補助金事業

① 事業概要

本市への移住定住を目的として、専用プログラムへの参加を条件に、子育て世代が移住お試し住宅を利用する場合の往復交通費を補助する。

② 事業実施主体

酒田市

③ 事業実施期間

2019年4月1日から2024年3月31日まで

(3) オール山形移住定住人材確保事業

① 事業概要

山形県と連携した、暮らしと仕事の体験プログラムの展開や、移住される方への県産の米味噌醤油の支援。わくわくパッケージによる移住者支援についても県と連携して申請を予定している。

② 事業実施主体

酒田市

③ 事業実施期間

2019年4月1日から2024年3月31日まで

(4) 地域おこし協力隊活動推進事業

① 事業概要

都市に住む若者を受け入れ、地域おこし協力隊として活動してもらうことで、その定住、定着を図りながら、地域の活性化を図る。

② 事業実施主体

酒田市

③ 事業実施期間

2019年4月1日から2024年3月31日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2024年3月31日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

定量目標の達成状況を確認するために、毎年度各指標の集計を行い、まち・ひと・しごと創生総合戦略委員の中から達成状況の評価を行う委員を委嘱し、評価を行なう。評価結果を踏まえ、目標の効果的な実現に向けて必要な計画の見直しや変更を行う。

目標1 本市へ移住し、地域活動等への参加を行う移住者数

当年度中の件数を翌年度8月末までに取りまとめて報告する。

目標2 移住者または移住検討者が関わった地域活動等の件数

当年度中の件数を翌年度8月末までに取りまとめて報告する。

目標3 移住検討段階で本市の事業等に参加し、本市との関わりをつくった人数

当年度中の件数を翌年度8月末までに取りまとめて報告する。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2に掲げる目標について、7-1に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

評価結果については、市ホームページへの掲載により公表する。